

令和7年3月28日
島根県総務部人事課
課長 栗原 誠
課長補佐 川島 輝紀
電話番号 0852-22-6125

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

- 1 該当職員
(1) 所属 土木部の地方機関
(2) 職位 課長補佐級
(3) 年齢 59歳
(4) 性別 男性
- 2 事案の概要 当該職員は、令和6年11月下旬以降、同年12月10日を含めて二度、午後から勤務があるにもかかわらず、昼休み中に飲酒を行った。
- 3 処分内容 減給 1/10 1月
- 4 発令日 令和7年3月28日
- 5 処分理由 職員の行った行為は、県民の県行政に対する信用を損なう行為であり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。
- 6 管理監督者 (1) 処分対象者 所属長等
(2) 処分内容 厳重注意
- 7 その他 服務規律の確保について、全所属長に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行う。